

7. 法定相続情報証明制度について

法定相続情報証明制度

ポイント

預金口座がいくつもある場合におすすめです。
手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

- 平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において「法定相続情報証明制度」がスタートしています。
- 登記所（法務局）に戸籍謄本等の束と相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出すと、その一覧図に認証文を付した写しが無料で交付されます。
- 法定相続情報一覧図の写しを利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなります。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、詳しくは提出先となる各機関にお問い合わせください。

問い合わせ

仙台法務局 ☎ 022-225-5767

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号 仙台法務局不動産登記部門

 法務局ホームページ

検索



8. 不動産を相続された方へ

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます！

- 土地・建物の所有者が亡くなられた場合、相続登記を申請する必要があります。相続登記の申請は、令和6年4月1日から義務化されますが、それ以前の相続でも、義務化の対象になります。
- 詳細については、仙台法務局ホームページをご覧いただくか、お電話にてご連絡の上、ご確認ください。

問い合わせ

仙台法務局 ☎ 022-225-5767

空き家となる建物を相続した場合

- 人が住まなくなると、家は急速に傷み、周囲の住環境に悪影響を及ぼすこともあります。
- ① 所有し続ける ② 賃貸・売却する ③ 解体するといった選択肢がありますが、空き家の老朽化が進む前に、早めに家族や親族間で話し合いを行い、すぐに行く動に移しましょう。
- 仙台市では、一度に複数の専門家に相談できる「空き家総合相談会」を実施しています。詳しくは、下記の担当課にお問い合わせください。

問い合わせ

仙台市市民生活課 ☎ 022-214-6148

空き家または空き家取壊し後の土地を譲渡した場合

- 空き家の相続時から3年を経過する年の12月31までに、当該空き家または空き家取壊し後の土地を譲渡した場合に、譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けることができる制度があります。
- 特例の適用期限は令和9年12月31日までとなっており、特別控除を受けるためには条件があります。詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

問い合わせ

お近くの税務署

ハンドブックについて

一覧(役所・総合支所での手続き)

区役所・総合支所での手続き

区役所・総合支所以外での手続き

法定相続情報証明制度について

不動産を相続された方へ

委任状に関するご案内

よくあるご質問

お問い合わせ先

主な相談窓口一覧